森山病院居宅介護支援事業所重要事項説明書

１、事業所が提供するサービスについての相談窓口

担　当	森山病院居宅介護支援事業所　管理者　寺　林　昭　子
電　話	代　表　　0166-50-1710　　月～金曜　９：００～１７：００ ＦＡＸ　　0166-55-1610　　土曜　　　９：００～１２：３０
＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。	

２、事業所の概要

（１）所在地・指定番号・サービス提供地域

事　業　所　名	森山病院居宅介護支援事業所
所　　在　　地	旭川市旭町１条1丁目４３８番地６２
介護保険指定番号	居宅介護支援　　　　　　（北海道0172907818号）
サービスを提供する地域	旭川市内

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（２）職員体制

	常　　勤	業　務　内　容	計
管　　理　　者	１名	管　理　業　務	１名
介護支援専門員（管理者含む）	５名以上	居宅サービス計画書作成	５名以上
事　務　職　員	1名	必要な事務処理	１名

（３）営業時間

平　　日	９：００～１７：００
土 曜 日	９：００～１２：３０
休　　業	日曜日・祝祭日、8月１５日～１６日、１２月２９日～1月3日

※緊急連絡電話　　代　表　０１６６－５０－１７１０
　　　　　　　　　ＦＡＸ　０１６６－５５－１６１０

※当事業所は「特定事業所加算Ⅰ」の届出を行なっており、２４時間常時連絡できる体制を整備しております。

３、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（１）利用者又は家族からの居宅サービス計画作成依頼の受付
（２）介護支援専門員による訪問調査①　　居宅サービス計画作成依頼届出書の契約
　　当事業所独自によるアセスメント
（３）介護支援専門員による訪問調査②　（ 居宅サービス計画案の内容確認）
（４）利用者及び家族と居宅サービス事業者を含めたサービス担当者会議の開催
（５）利用者との契約に基づく介護認定の申請　重要事項説明書の作成
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　契約書の作成

４、利用料金

（１）利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

＊保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者（区市町村）の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（要介護１・２）　～　１0,８６０円
（要介護３～５）　～　１４,１１０円

その他加算

・初回加算～初めて居宅サービス計画を作成した際に加算（3,０００円）
・入院時情報連携加算～利用者が病院入院時、介護支援専門員が病院へ必要な情報提供を行った際に加算（２,０００円、２,５００円）
・退院・退所加算～利用者が病院、施設等から退院・退所する時、情報提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った際に加算（４,５００円・６,０００円・7,５００円・９,０００円）
・緊急時等居宅カンファレンス加算～医師又は看護師と共にカンファレンスを行いサービス利用の調整を行なった際に加算（2,０００円）
・特定事業所加算（Ⅰ）～当事業所は特定事業所加算（Ⅰ）の算定要件を満たしています。（5,１９０円）
・ターミナルケアマネジメント加算～主治医の助言を得つつ在宅で死亡された方に対する支援を実施した際に加算（4,０００円）
・通院時情報連携加算～利用者一人につき、月に１回の算定を限度。
利用者が医師、歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に情報提供を行い医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。（５００円）

☆これら加算については、利用者の負担はありません。

（２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

対象区域外	６００円（消費税別途）

（３）解約料

利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護１・２ 要介護３～５	10,860円 14,110円
保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後解約した場合	料金は一切かかりません	

5、事業所の居宅介護支援の特徴等

（１）運営の方針

当事業所の介護支援専門員は、要介護状態又は要支援状態になった利用者が、可能な限り居宅において有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう配慮し心身の状況・置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下居宅サービス等という）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村・居宅サービス等・他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないように、公平中立な業務に努めるものとする。

（２）サービス利用のために

介護支援専門員の変更	変更を希望する方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	当事業所独自のアセスメントシート
介護支援専門員への研修の実施	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料	前記４の（３）参照
その他	

（３）事故発生時の対応について

当事業所は、利用者がサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族等及び市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものと致します。又、事故が生じた場合には、その原因を解明し再発を防ぐための措置を講じるものとします。

（４）虐待防止について

サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと
思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な体制の整備として委員会の設置・定期的な開催（１年に１回以上）、指針の策定、担当者の選定を行うとともに、従業者に対し定期的な研修の実施（１年に１回以上）等の措置を講じます。

また、利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

また、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するよう努めます。

虐待防止に関する責任者　：　管理者　寺林 昭子

（５）感染症対策について
当事業所は、感染症の発生及びまん延の防止のため、森山メモリアル病院と共同して委員会の設置・開催、必要な研修・訓練の実施などの対策を講ずるよう努めます。

（６）災害対策について
当事業所は、地震や災害などの緊急事態が発生したときに被害を最小限に留め、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とすべく対策を講ずるよう努めます。
ただし、自然災害等が発生した際には事前連絡なくサービスを中止せざるを得ない場合がございます。

６、サービス内容に関する苦情

①当事業所利用者相談・苦情担当
当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情を承ります。

担　当	森山病院居宅介護支援事業所　管理者　　寺林　昭子
電　話	０１６６－５０－１７１０

②その他
当事業所以外に、次の相談・苦情窓口があります。

担　当	旭川市役所福祉保険部長寿社会課	北海道国民健康保険団体連合会
電　話	０１６６－２６－１１１１	０１１－２３１－５１６１

７、事業所の概要

事業所名称	森山病院居宅介護支援事業所
事業所所在地	旭川市旭町１条1丁目４３８－６２
事業所電話番号	０１６６－５０－１７１０
事業所FAX番号	０１６６－５５－１６１０
代表者役職・氏名	理事長　　森山　領
管理者氏名	寺林　昭子
指定事業所番号	０１７２９０７８１８

以上の契約を証するため本通2通を作成し、利用者・事業所が署名の上1通ずつ保有するものとします。

・森山病院居宅介護支援事業所契約書
・森山病院居宅介護支援事業所重要事項説明書
・契約書兼同意書
・個人情報取扱について

平成12年　4月1日から施行する。
平成25年　11月1日一部改定
平成26年　4月1日一部改定
平成26年　7月1日一部改定
平成27年　1月1日一部改定
平成27年　3月16日一部改定
平成27年　4月1日一部改定
平成27年　6月1日一部改定
平成28年　1月１日一部改定
平成28年　4月１日一部改定
平成28年　6月21日一部改定
平成28年　10月14日一部改定
平成28年　11月1日一部改定
平成29年　2月11日一部改定
平成29年　5月22日一部改定
平成30年　4月1日一部改定
平成31年　4月1日一部改定
令和１年　10月１日一部改定
令和２年　4月１日一部改定
令和２年　7月１日一部改訂
令和３年　4月１日一部改定
令和４年　１月１日一部改定
令和４年　１１月１日一部改訂
令和６年　4月１日一部改訂